

【資料編】

淡海子ども・若者プランの策定経過

滋賀県子ども若者審議会 委員名簿

滋賀県子ども若者審議会 検討部会委員名簿

淡海子ども・若者プラン 用語解説

淡海子ども・若者プランの策定経過

(1) 滋賀県子ども若者審議会での検討

計画を策定するにあたり、子ども・若者育成施策分野や経済・労働分野の関係者、有識者等の意見を反映するため、滋賀県子ども若者審議会に諮問し、本県の子ども・若者施策の基本的な考え方や推進方策等について御議論をいただきました。

会議	開催月日	主な議題
第19回	令和6年1月19日	(1) 現行プランにおける子ども施策に係る課題等の状況について (2) 国および県における最近の動き等について (3) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について
第21回	令和6年8月30日	(1) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について (2) 令和5年度における子ども・若者施策の取組状況について
第22回	令和6年10月18日	(1) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について
答申	令和6年10月23日	次期「淡海子ども・若者プラン」の策定に係る答申

※審議会の開催数は通算。第20回は別の議題で開催

(2) テーマ別検討部会での検討経過

審議会においては、広く関係者の意見を反映していくため、子ども・若者育成施策に関する各分野や子ども・若者の意見反映のための検討部会を設けられました。

各検討部会では、施策の基本的な考え方や方向性等が集中的に議論され、第21回審議会において、各検討部会で集約された意見が報告されました。

■ 子ども真ん中企画検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月27日	(1) 淡海子ども・若者プラン次期計画策定の概要について (2) 子ども真ん中企画検討部会報告書(たたき台)について
第2回	令和6年6月18日	(1) 子ども真ん中企画検討部会報告書案について (2) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定に係る子どもの意見反映案について

■ 子ども・子育て支援検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月30日	(1) 淡海子ども・若者プランの改定に係る検討の進め方等について (2) 子ども・子育て支援検討部会報告書素案(たたき台)について
第2回	令和6年6月20日	(1) 子ども・子育て支援検討部会報告書素案について
第3回	令和6年7月29日	(1) 子ども・子育て支援検討部会報告書案について

■ 社会的養護検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月31日	(1) 次期淡海子ども・若者プラン策定の概要について (2) 社会的養護検討部会報告書の作成について

第2回	令和6年7月10日	(1) 社会的養護検討部会報告書案について
-----	-----------	-----------------------

■ 子ども・若者施策検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月23日	(1) 淡海子ども・若者プラン次期計画策定の概要について (2) 子ども・若者施策検討部会所管事項に係る現状と課題について
第2回	令和6年6月13日	(1) 子ども・若者施策検討部会報告書案について
第3回	令和6年7月31日	(1) 子ども・若者施策検討部会報告書案について

■ ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月23日	(1) 淡海子ども・若者プランの改定に係る検討の進め方等について (2) 現淡海子ども・若者プラン取組状況について (3) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書の作成に向けて (4) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案について
第2回	令和6年6月13日	(1) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案について
第3回	令和6年7月12日	(1) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書案について

滋賀県子ども若者審議会規則および委員名簿

(答申(令和6年10月23日)時点)

◎は会長

(50音順、敬称略)

氏名	現職
池内 正博	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 理事
磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
猪田 誠	東近江市こども政策課 課長
宇野 真利亜	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 会長
落川 昌子	滋賀県市町保健師協議会 理事
金山 里美	特定非営利法人四つ葉のクローバー
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 理事
静永 賢瑞	一般社団法人滋賀県保育協議会 会長
◎炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
住吉 厚志	草津市立玉川小学校 校長
田原 賢	一般社団法人滋賀経済産業協会 株式会社ケンシン 代表取締役
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長
西村 嘉記	公募委員
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
春田 真樹	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
廣瀬 香織	一般社団法人ママサポートコミュニティ 代表理事
福原 猛	甲良町 教育次長
藤井 駒里	公募委員
伏木 与司広	滋賀県PTA連絡協議会 理事

滋賀県子ども若者審議会 検討部会委員名簿

◎は部会長

(50音順、敬称略)

(1) 子ども真ん中企画検討部会

氏名	現職
田中 洋一	CLUB ATTRACTION 代表理事
西村 嘉記	公募委員
◎野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
廣瀬 香織	一般社団法人ママサポートコミュニティ 代表理事
藤井 駒里	公募委員
森井 貴士	甲賀市立綾野小学校 教諭
森 由利子	滋賀県人権センター 副理事長
門地 弘太	大津市教育委員会 指導主事

(2) 子ども・子育て支援検討部会

氏名	現職
家永 瑞穂	栗東市金勝学童保育所 指導員
猪田 誠	東近江市こども政策課長
宇野 真利亜	滋賀県国公立幼稚園こども園長会 会長
木村 かおる	貴生川認定こども園 園長
静永 賢瑞	一般社団法人滋賀県保育協議会 会長
◎炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
田原 賢	一般社団法人滋賀経済産業協会 株式会社ケンシン 代表取締役
丸尾 良浩	滋賀医科大学 教授
宮本 麻里	子育て応援カフェ LOCO 代表
吉村 賢一	滋賀労働局雇用環境・均等室 室長

(3) 社会的養護検討部会

氏名	現職
猪飼 久雄	里親支援センターしがセンター長
磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
落川 昌子	滋賀県市町保健師協議会 理事
佐藤 哲也	滋賀県里親連合会 理事長
杉森 正	市町スーパーバイザー
◎野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
春田 真樹	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
淵元 純子	滋賀県助産師会代表 理事
堀田 直美	滋賀県弁護士会(子どもの権利委員会)代表
増居 志穂	愛荘町子ども支援課 課長

(4) 子ども・若者施策検討部会

氏名	現職
明吉 正知	県立守山高等学校 校長
大谷 琢央	滋賀県 PTA 連絡協議会 監事
桂 幸生	光泉カトリック中学校・高等学校 校長
杉山 泰之	草津市立少年センター 所長
炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
柴田 雅美	滋賀大学 地域連携教育推進センター 特命教授
田口 真太郎	成安造形大学 助教
谷口 郁美	滋賀県社会福祉協議会 副会長
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長
野村 早苗	NPO 法人 アザックとよさと
◎原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
福原 猛	甲良町 教育次長

(5) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策等検討部会

氏名	現職
池内 正博	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 理事
金山 里美	特定非営利法人四つ葉のクローバー
神原 文子	神原人権文化研究所
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会
斎藤 真緒	立命館大学産業社会学部 教授
坂下 ふじ子	滋賀県母子福祉のぞみ会 会長
◎炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
住吉 厚志	滋賀県小学校長会 草津市立玉川小学校長
辻村 朗子	野洲市健康福祉部次長(高齢者・子育て担当) 兼こども家庭局次長
若林 直美	滋賀労働局職業安定部訓練課 課長

淡海子ども・若者プラン 用語解説

注釈No.	用語	解 説
1	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。
2	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。
3	ニート	ニート(NEET)とは、Not in Education, Employment or Training の略。厚生労働省の定義では、15～34 歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者。
4	ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。滋賀県では「子ども若者ケアラー」と呼んでいる。
5	社会的養育	社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う地域における子育て支援施策全般を含む。
6	生命（いのち）の安全教育	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切にする考えや自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの。
7	プレコンセプションケア	コンセプションは、受胎のことをいう。プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。
8	こども家庭センター	市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関。
9	ハイリスク妊産婦	流産・早産、慢性の疾患をもっている妊産婦など、母体・胎児・新生児のいずれかが著しく危険な状態に陥ると予想される妊産婦のこと。
10	子ども家庭相談センター	児童福祉法に基づく児童相談所。非行や虐待、障害など、18 歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応が困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。
11	里親	何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを、自らの家庭に受け入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する者。
12	ファミリーホーム	児童福祉法で定める小規模住居型児童養育事業のこと。養育里親のうち、養育経験年数等の要件を満たす者が養育者となり、養育者の住居において複数の子どもを養育する事業。
13	特別養子縁組	養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度
14	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
15	乳児院	乳児（特に必要な幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者に対して、相談その他の援助を行

		うことを目的とする施設。
16	児童心理治療施設	心理的・情緒的不適応が生じた子どもを短期間、入所させ、または通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行い、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
17	児童自立支援施設	不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
18	障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。
19	ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置などその他の保護者としての監護を著しく怠ること。
20	相対的貧困率	等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯の割合。
21	子どもの貧困率	相対的貧困の状態にある（平均的な所得の半分以上を下回る）世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合のこと。
22	教育扶助	生活保護の一つとして、小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給されるもの。
23	就学援助	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対する学用品費、通学費等の援助。
24	児童扶養手当	父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童等を監護する者に対して支給される手当。
25	養育費	子どもを監護・教育するために必要な費用。一般的に言えば、未成年者（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが含まれる。
26	共同親権	離婚後も父母双方が子どもの親権を持つ制度。
27	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
28	包括的性教育	従来の性や生殖などの性教育にとどまらず、ジェンダー平等や性の多様性、自己決定能力などの人権尊重を含んだ考え方
29	周産期	出産前後の期間。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数である。
30	待機児童	保育の必要性の認定がされ、認定こども園や保育所等の利用申し込みがされているが利用していないの児童、すなわち認定こども園や保育所への入所を待っている児童。
31	認定こども園	保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援を実施する機能をともに備え、認可・認定基準を満たす施設として、知事（中核市に存する幼保連携型認定こども園の認可は中核市が行う）から認可・認定を受けたものをいう。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四類型がある。
32	放課後児童クラブ	保護者が、労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。「学童保育」と呼ばれることもある。

33	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
34	日本版DBS	教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み
35	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和
36	フレックスタイム制度	一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業・終業時刻、労働時間を選択して働く制度。
37	低出生体重児	出生時の体重が2,500g未満の新生児。
38	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
39	子どもの権利条約	子ども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めている。
40	子どもの最善の利益	子どもに関することが決められ、行われる時に、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えられること。
41	STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術)、Mathematics(数学)の5科目の頭文字から成る言葉。さらにリベラル・アーツ(liberal Arts)の考えを取り入れた幅広い教養も含めるなど、文系、理系の枠を超え、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育とされる。
42	近江の心	それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心(主な教え) ○中江藤樹先生の教えである「良知(生まれながらにして持っている美しい心)」の心 ○糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心 ○雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心 ○近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心 ○琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心 など
43	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。
44	キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。
45	しがジョブパーク	滋賀県および滋賀労働局が共同で設置した若年者就業支援機関。若者の就職を応援するため、合同企業説明会のほか、職業相談・履歴書添削・面接練習・セミナー開催等、相談から就職までの一貫したサービスをワンストップで提供。
46	地域若者サポートステーション(サポステ)	働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生

		労働省の支援機関。
47	こころのサポートしが (LINE相談)	子育てや学校、若年女性が抱える悩み、こころやいのちに関する事などに対し、心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員が相談対応に応じる事業
48	児童養護施設	保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した子どもに対して、相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
49	スクールカウンセラー	児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士、公認心理師、学校心理士等のこと。
50	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。
51	アセスメント	援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。
52	教育支援センター	教育委員会等が学校内の教室以外の部屋や学校以外の場所において、不登校の状態にある児童生徒等への指導、支援を組織的、計画的に行うために設置したものを「校内教育支援センター」、学校外のものを「校外教育支援センター」と呼ぶ。
53	家庭教育支援チーム	子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり。身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりするほか、地域の実情に即して、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援している。
54	訪問型家庭教育支援	学びの場や相談の場などに出向くことが難しい家庭を訪問して支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動。
55	要保護児童対策地域協議会	福祉、保健、医療、教育、および警察などの関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。
56	少年センター	青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に係る行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っている。県内16か所に設置。
57	少年サポートセンター	少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っている。県内2か所に設置。
58	青少年立ち直り支援センター(あすくる)	少年センターのうち9センターに、支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員を配置して、非行少年等の立ち直りを支援する機能を備えたもの。
59	オレンジリボン	「子ども虐待のない社会の実現」を目指す「オレンジリボン運動」のシンボルマーク。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。
60	伴走型相談支援	妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のこと。
61	産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
62	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や仕事などの理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、看病

		疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業。
63	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合などに、その子どもを児童養護施設等で預かる事業。
64	子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)	子どもや子育てに関する電話相談を実施(平成18年(2006年)6月に開設)。
65	子ども家庭相談室	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するための県の機関(東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所に設置)
66	里親支援センター	里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホームに従事する者その養育される児童ならびに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う機関
67	子ども権利ノート	児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。滋賀県では平成18年度(2006年度)から児童養護施設等にいる全ての子どもに配付している。
68	滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会	定期的に児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行う組織。第三者(弁護士、臨床心理士、学識経験者等)により構成される。
69	意見表明等支援員	児童の福祉に関し知識又は経験を有する者で、子どもの立場に立って、子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする役割を担う。
70	親子関係の再構築支援	子どもと親が肯定的なつながりを築くため、虐待などの問題を抱えた家庭の親子関係の修復や再構築を支援すること。親子分離等によって離れて生活する親子を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、一定の距離を保って交流を続けながらお互いを受け入れ、認め合う関係の構築や、ともに暮らす親子を対象とした虐待リスクの軽減、予防のための支援も含まれる。また、親子の交流が望ましくない、あるいは交流がない家庭におけるきょうだいや親族等との関係構築の支援も含まれる。
71	レスパイトケア	保護者が子育てから一時的に休息できるための支援
72	児童家庭支援センター	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とした機関。
73	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
74	特別支援教育	障害のある子どもたちを対象に、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導および必要な支援を行うもの。
75	放課後子ども教室	放課後等に小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館

		等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習支援や体験活動を実施し、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。放課後児童クラブ(学童保育)とは異なり、全ての子どもが対象となる。放課後児童クラブとの連携・一体的な実施が進められている。
76	地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動。
77	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	学校の管理運営の改善を図るため、保護者や地域住民等により構成され、その学校の運営に関して協議する機関として教育委員会が設置するもの。
78	しがこども体験学校	「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、地域団体、NPO、企業等が、身近な自然や社会環境を活かして、子どもたちのために体験学習・体験活動のプログラムを提供する事業。
79	母子・父子自立支援員	母子家庭等に対して、自立に必要な情報提供を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行う者。
80	ひとり親家庭福祉推進員	母子自立支援員の協力者として、地域のひとり親家庭等の相談援助や情報提供を行う者。
81	母子父子寡婦福祉資金	20歳未満の子どもを養育している母子家庭や寡婦に、低利又は無利子で各種資金を貸し付けし、母子(寡婦)家庭の生活の安定と自立を助けることを目的としている制度。資金には、子どもの進学のためのもの、母親が技能や資格を得るためのもの、その他、生活に関する様々な資金がある。
82	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。
83	ひとり親家庭総合サポートセンター	母子家庭、父子家庭、寡婦のための総合相談窓口。ひとり親家庭の悩みや困りごとなど様々な相談に対して、専門の相談員がアドバイスし、サポートを行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。
84	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されたもの。(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象)
85	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を記載したポスターなどを掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進している。
86	総合周産期母子医療センター	MFICU(母体・胎児集中治療管理室)を含む産科病棟およびNICU(新生児集中管理室)を含む新生児病棟を備え、母体および新生児受入体制を有し、母体または児におけるリスクの高い妊娠に対する医療および高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設。
87	産褥期	分娩が終わってから、母体が回復して、妊娠前の状態に戻るまでの期間(通常、産後6~8週間)。
88	産前産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する悩みに対して、支援者が悩みや不安を傾聴し、相談支援を行うもの。
89	先天性代謝異常	生まれつき特定の酵素に異常があつて起こる病気。
90	マス・スクリーニング	日本では、新生児に対し、先天性代謝異常等検査を行って

		おり、この検査を指す。マス・スクリーニングとは、病気の症状が出た人、つまり患者を対象にして医療を開始するのではなく、全ての対象に対してその病気であるかどうかをチェックすることをいう。
91	リファーマ	より詳しい検査が必要ということ
92	ポピュレーションアプローチ	集団全体を対象とした健康増進や疾病予防のための取組。特定の高リスク者だけでなく、集団全体の健康水準を底上げすることを目的としている。
93	フッ化物洗口	永久歯のむし歯予防手段を目的に一定濃度のフッ化ナトリウム溶液(5～10ml)を用いて、1分間ぶくぶくうがいをする方法。
94	乳幼児突然死症候群	それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定されない、おおむね1歳未満の乳幼児に突然の死をもたらす症候群。SIDS (Sudden Infant Death Syndrome)。
95	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
96	地域子育て支援拠点	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者と子どもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点。「つどいのひろば」や「子育て支援センター」がそれにあたる。
97	医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
98	地域自立支援協議会	市町村：相談支援事業をはじめとする地域の関係者が集まり、個別の事例を通じて本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえた上で地域における障害者等への支援体制の整備を進めるため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。 都道府県：都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、市町村協議会との効果的な連携に努めるとともに、主導的役割を担う協議の場。
99	放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、学校の授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の機会の提供等を通所にて行う事業。
100	小規模保育事業	市町を認可を受けて、19人以下の乳幼児を保育する事業。
101	待機児童対策協議会	待機児童解消を促進するための方策として、都道府県による市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて、当該都道府県、関係市町村等が協議する場。
102	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項を定めたもの。
103	幼稚園教育要領	公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるもの。
104	教育・保育施設	認定こども園、保育所、幼稚園
105	家庭的保育事業	市町等が行う研修を修了し、認定を受けた家庭的保育者が、自宅などの家庭的な雰囲気の中で少人数の乳幼児を保育する事業。家庭的保育者は「保育ママ」と呼ばれることも

		ある。市町の認可事業。
106	保育士・保育所支援センター	保育士養成校卒業者の県内保育所・認定こども園等への就職促進、潜在保育士の就職支援や、保育所・認定こども園等に勤務する保育士の就労継続をサポートする機関。
107	潜在保育士	保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない者。
108	認可外保育施設	児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設
109	森のようちえん	自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称。本県においては、その中でも保育時間の大半を森林を中心とした自然フィールドで保育する団体を指す場合が多い。
110	幼児教育類似施設	幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている施設。
111	ユニバーサルデザイン	すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人々がまち、もの、サービス・情報をすべて使えるよう、また使いやすいようにはじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方。
112	CDR	Child Death Reviewの略で、予防のためのこどもの死亡検証のこと。医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して、亡くなった子どもの事例を検証し、予防策を提言する取り組み。予防策を導き出すことで、未来の防ぎうるこどもの死亡を少しでも減らすことを目的とするもの。
113	スクールガード	児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。
114	子ども安全リーダー	滋賀県独自に設置されている地域安全のためのボランティアのことで、教育や防犯関係者を中心に、小学校区ごとに約5名ずつ警察署長から委嘱されている。通学路パトロールや不審者・車両に関する情報提供等を行う。
115	キッズ・ゾーン	散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲半径500メートルを目安として市町保育担当部局が設定する。
116	子ども110番の家	子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。
117	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立等を図るための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
118	青少年育成県民運動	次代を担う青少年が健やかに成長できるよう、昭和41年に結成された滋賀県青少年育成県民会議を中心に、県の施策と呼応し、青少年育成市町民会議をはじめ関係団体・機関と連携して、「たくましく伸びよう 伸ばそう 湖国の子」をスローガンのもと行われている県民運動。
119	淡海子育て応援団事業	子育て家庭が優遇されるサービスの提供や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く事業所に働きかけるとともに、賛同する事業所を淡海子育て応援団として登録し、その取組内容を紹介する事業。
120	滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁ	家庭教育の向上に向けた職場づくりをはじめ社会全体で子どもの育ちを支えるために、経営者・従業員をあげて自主

	み)	的に取り組んでいただける企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、協力して滋賀県の家庭教育の向上を推進しようとする制度。
121	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大程度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が、共に学ぶ仕組みのこと。
122	副籍制度	特別支援学校と地域の学校の双方に学籍を置いて学ぶ仕組みのこと。
123	保育所保育指針	保育所保育の基本となる考え方や保育のねらいおよび内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。